

徳島市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年4月4日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

令和 5 年度
行政監査結果報告書

「公有財産台帳の管理状況について」

徳島市監査事務局

目次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の目的	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の対象及び範囲	1
第 6	監査の着眼点	2
第 7	監査の方法	2
第 8	公有財産の概要等	2
1	公有財産の範囲及び分類について	2
2	本市における公有財産の管理等について	3
3	当報告書における用語の定義	3
第 9	監査の結果	5
1	公有財産台帳の整備状況	5
2	公有財産台帳の整備体制	6
3	平成 25 年度の監査委員からの指摘・意見への対応	7
第 10	監査意見（むすび）	9

行政監査結果報告書

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているかなどについて監査を実施するもの。

第2 監査のテーマ

「公有財産台帳の管理状況について」

第3 監査の目的

公有財産の管理及び運営については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められており、本市では、公有財産規則（昭和39年徳島市規則第52号）第46条の規定に基づき、財産管理活用課長は公有財産の状況を把握するため台帳を、所管課長はその台帳の副本を備えることとされている。

監査委員が平成25年度に、普通財産の管理状況について行政監査を実施し、公有財産台帳の整備の徹底について指摘してから約10年が経過するが、近年の定期監査ではいまだ、公有財産台帳の不備の指摘が少なからずあることから、公有財産の状況を把握するための基礎となる公有財産台帳が適切に管理されているか調査を行い、今後の適正な管理運営に資することを目的とする。

第4 監査の期間

令和5年9月26日から令和6年3月26日まで

第5 監査の対象及び範囲

- (1) 対象部局 財政部財産管理活用課及び公有財産を管理する課（公営企業会計を除く。）
- (2) 対象範囲 令和5年3月31日時点の公有財産台帳及びその副本
- (3) 特記事項 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2の規定に基づき、決算における財産に関する調書に、道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港は記載を要しないことから、監査の対象から道路等は除いた。

第6 監査の着眼点

- (1) 公有財産台帳が整備され、取得、処分、所管換え、価額等の異動が正確に記載されているか。また、正本と副本でその内容が一致しているか。
- (2) 公有財産台帳の管理及び運用方法が適正か。
- (3) 平成25年度の監査委員の指摘・意見について、その後どう取り組んだか。
 - ① 公有財産台帳への価額の登載及び定期的な価額の改定について、計画的な実施に努められたい。
 - ② 紙媒体での台帳管理に限界が生じているものと考えられる。
 - ③ 財産管理事務の精度をより高めるため、定期的な通知など運用方法の統一及び職員意識の向上を図り、公有財産の効率的な管理運営に取り組まれたい。

第7 監査の方法

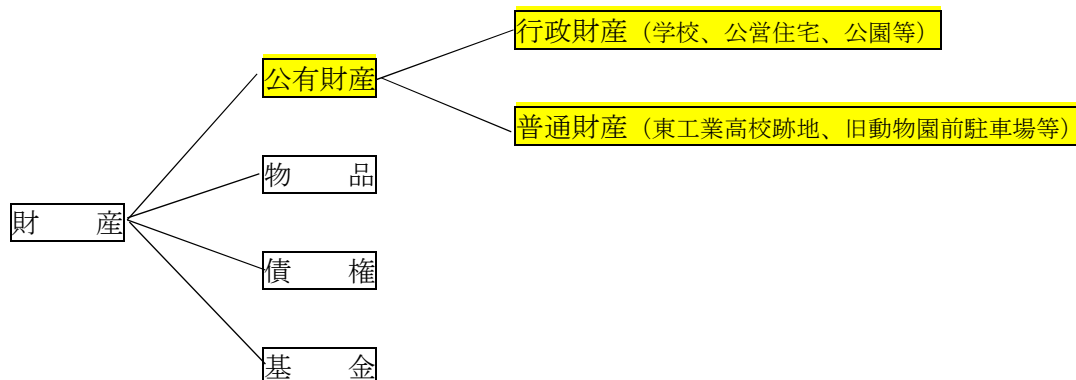
関係課に対し、着眼点に基づいて作成した行政監査調書（調査票）の提出を求め、書類審査を実施するとともに、令和5年12月12日及び13日並びに令和6年1月11日及び2月21日の4日間、書類審査において、公有財産台帳と公有財産異動状況報告の内容が一致していないと回答した課（8課）、公有財産台帳をデジタル化していると回答した課の中から抽出した課（2課）及び財産管理活用課に対し、現地調査を実施し、関係職員から事情を聴取した。

第8 公有財産の概要等

1 公有財産の範囲及び分類について

地方公共団体が所有する財産は、地方自治法上、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうとされている。（地方自治法第237条）

このうち、公有財産は、不動産（土地、建物等）、浮棧橋、地上権や地役権、商標権（トクシィのイラスト等）、出資による権利（公益財団法人への出捐金）などに区分され（地方自治法第238条）、利用目的により行政財産と普通財産に分類される。



2 本市における公有財産の管理等について

本市における公有財産の取得、管理及び処分取扱いについては、法令にその他別に定めるもののほか、公有財産規則（以下「規則」という。）に基づき行われている。

規則第4条において、行政財産は、その事務事業を所管する課長が管理するものとされ、普通財産は、財産管理活用課長が管理するが、その管理が不相当と認める財産については財政部長が指定する課長が管理するものとされている。

また、公有財産台帳の整備、公有財産台帳の台帳価額の改定及び記載事項の変更、公有財産の増減及び現在額の報告方法等、留意事項及び必要な手続については、規則第10条及び第46条から第50条までに定められている。

3 当報告書における用語の定義

・ 公有財産台帳（規則第46条）

公有財産の状況を把握するため、公有財産の種類に従い、備える台帳のこと。規則第52条の規定に基づき、財政部長が様式を定めている。

財産管理活用課長が備える台帳を正本、課長がその管理に属する公有財産について備える台帳を副本としている。

※ 財政部長が定める様式（例）

所在、代表地番、主管部課名、用途又は名称、異動年月日、増減事由、数量、価格、筆数、実測面積等を記載する「土地台帳」や、地番ごとの公簿地目、地積、取得年月日、取得価額等を記載する「地番別明細」等がある。

・ 公有財産異動状況報告（規則第10条）

課長等が、公有財産の異動、増減等について、適宜、会計管理者に通知する書類のこと。

・ 公有財産異動報告書（規則第50条第1項）

課長が、公有財産の異動、増減等について、その都度、財産管理活用課長に報告する書類のこと。

・ 公有財産の異動増減報告書（規則第50条第2項）

財産管理活用課長が、毎年3月31日現在における公有財産の数量、年間の異動、増減等について、その年の4月末日までに会計管理者に報告する書類のこと。

・ 令和6年1月11日付け財政部長通知「公有財産台帳（副本）の提出について」

財産管理活用課が、当監査を受けて、公有財産台帳の記載内容について精査するため、各主管の長宛に発出した通知のこと。

- ・固定資産台帳システム

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成 27 年 1 月 23 日総務大臣通知）」に基づき整備した固定資産台帳を管理するため、本市で令和 3 年度に導入したシステムのこと。毎年度末時点の固定資産の状況（施設の名称、地番、財産区分、現況地目、現況地積、評価額、（建物は）減価償却累計額等）を管理しており、統一的な基準による財務書類の作成や公共施設の老朽化対策に活用している。

- ・公有財産システム

固定資産台帳システムを基に、履歴管理等の公有財産管理に必要な機能を備えたシステムのこと。公有財産の増減事由等の履歴管理ができることが特徴で、本市では、令和 6 年度に固定資産台帳システムを改修し、公有財産システムの導入を予定している。

第9 監査の結果

1 公有財産台帳の整備状況

公有財産台帳の整備状況を把握するため、公有財産を所管している課について、また、公有財産台帳と公有財産異動状況報告の現在高を比較し、どの程度差異が生じているかについて、現状を明らかにした。

(1) 公有財産を所管する課

公有財産を所管する課は、監査対象課 67 課中、42 課 (62.7%) であった。

公有財産を所管している	42 課	62.7%
所管していない	25 課	37.3%
計	67 課	100.0%

(2) 公有財産台帳を保管する課

公有財産を所管する 42 課中、公有財産台帳を保管していない課が、1 課 (2.4%) あった。

なお、その 1 課については、令和 5 年 12 月 12 日の現地調査時点では副本を保管していなかったが、現地調査後に副本を整備したことを確認した。

公有財産台帳を保管している	41 課	97.6%
保管していない	1 課	2.4%
計	42 課	100.0%

(3) 公有財産台帳と公有財産異動状況報告の現在高 (令和 5 年 3 月 31 日時点)

公有財産台帳の現在高は、アのとおりとなった一方、会計管理者に報告する公有財産異動状況報告の現在高は、イのとおりとなり、公有財産台帳の現在高が、土地は 12,775 m²、建物は 30 m²上回る結果となった。

なお、山林や立木、動産等、その他の公有財産台帳について差異はなかった。

区分	公有財産台帳 ア	公有財産異動状況 報告 イ	差異 ア－イ
土地	3,670,917 m ²	3,658,142 m ²	12,775 m ²
行政財産	3,583,271 m ²	3,574,967 m ²	8,304 m ²
普通財産	87,646 m ²	83,175 m ²	4,471 m ²
建物	792,595 m ²	792,565 m ²	30 m ²
行政財産	788,315 m ²	788,285 m ²	30 m ²
普通財産	4,280 m ²	4,280 m ²	－
山林	1,113,220 m ²	1,113,220 m ²	－
行政財産	254,793 m ²	254,793 m ²	－
普通財産	858,427 m ²	858,427 m ²	－

区分	公有財産台帳 ア	公有財産異動状況 報告 イ	差異 ア－イ
立木	18,179 m ³	18,179 m ³	－
動産	1 個	1 個	－
物権	534 m ²	534 m ²	－
無体財産権	3 件	3 件	－
有価証券	1,032,958 千円	1,032,958 千円	－
出資による権利	292,167 千円	292,167 千円	－

※ 小数点以下は四捨五入により端数調整している。

(4) 現在高に差異の生じた課

公有財産台帳と公有財産異動状況報告の現在高に差異が生じたのは、8 課（19.0%）であった。

差異が生じている	8 課	19.0%
なし	34 課	81.0%
計	42 課	100.0%

なお、現在高に差異が生じた主な理由は、次のとおりであった。

- ・ 公有財産台帳への記載漏れ 5 課
- ・ 公有財産異動状況の報告忘れ 3 課

また、現地調査の結果、3 課が差異を修正済みであり、残る 5 課は、原因を精査中であり、近々に修正する又は修正に向けた方針を決定するとのことであった。

(5) 正本と副本との差異

令和 5 年 12 月 13 日に実施した財産管理活用課に対する現地調査において、正本と副本の記載内容が一致しないものがあったが、令和 6 年 1 月 11 日付け財政部長通知「公有財産台帳（副本）の提出について」に基づき、同課が、正本と副本の記載内容を一致させていることを令和 6 年 2 月 21 日に確認した。

2 公有財産台帳の整備体制

前記「1 公有財産台帳の整備状況」を踏まえ、公有財産台帳と公有財産異動状況報告の現在高に差異が生じた原因が、組織・体制的な問題に起因していないか調査した。

(1) 公有財産台帳の更新方法

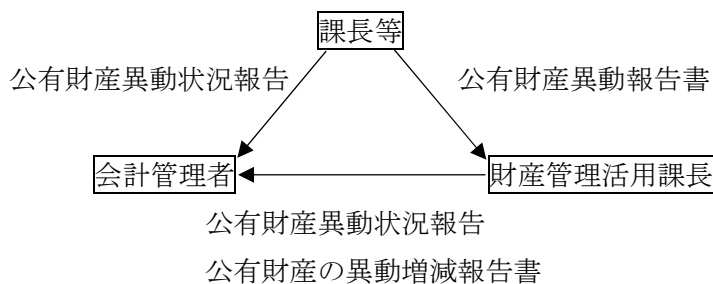
公有財産の異動、増減等があった場合、公有財産台帳を保管している 41 課中、正本を更新する財産管理活用課を除き、40 課全てが、副本を直接更新するとの回答であった。

正本を更新する	1 課（財産管理活用課）	2.4%
副本を更新する	40 課	97.6%
計	41 課	100.0%

(2) 公有財産現在高の報告方法

公有財産の増減等の異動があった場合、規則第 50 条第 1 項及び第 10 条の規定に基づき、課長等が、財産管理活用課長及び会計管理者に対し、必要な時期に、各々の様式により、同じ内容を通知することになっているが、現地調査において、公有財産異動状況報告と公有財産異動報告書の報告数値が一致しない事例を確認した。

<公有財産に関する報告体制>



3 平成 25 年度の監査委員からの指摘・意見への対応

前記「第 6 監査の着眼点(3)」のその後の対応について調査した。

(1) 公有財産台帳への価額の登載及び定期的な価額の改定

公有財産台帳への価額の登載について、取得時及び異動時の価額を記載している課は見受けられるものの、規則第 48 条の規定に基づく基準年度（3 年度ごと）の価額の改定については、全ての課が行っていなかった。

価額を改定した	0 課	0%
改定していない	42 課	100.0%
計	42 課	100.0%

なお、価額の改定をしなかった（できなかった）主な理由は、次のとおりであった。

- ・全庁的な指針がない。
- ・マンパワー、専門的知識（ノウハウ）がない。
- ・不動産鑑定 of 予算措置(1 筆 30 万円を要した事例あり)が現実的ではなく、困難である。

(2) 紙媒体での台帳管理の見直し（公有財産台帳のデジタル化）

公有財産台帳をデジタル化（一部デジタルを含む。）しているのは、11 課（26.2%）に留まり、紙媒体での管理が 31 課（73.8%）となっている。

なお、現地調査を行ったところ、デジタル化した課では、エクセルを活用して、公有財産台帳の情報を独自でデータ化し、管理していた。

デジタル	8 課	19.1%
紙（一部デジタル）	3 課	7.1%
紙	31 課	73.8%
計	42 課	100.0%

(3) 紙媒体での管理

公有財産台帳を紙媒体（一部デジタルを含む。）で管理することについては、15 課（44.1%）が、支障があると感じている。

支障ない	19 課	55.9%
支障がある	15 課	44.1%
計	34 課	100.0%

なお、公有財産台帳をデジタル化することに対する主な意見は、次のとおりであった。

- ・管理する公有財産が少なく（公有財産台帳が 1～4 冊程度）、紙媒体での台帳管理に不都合はない。
- ・土地が 30 筆、建物が 44 棟あることから、一律にデジタル化するのは容易ではない。
- ・スペースの確保、効率性、紛失のリスク等の理由から、デジタル化は有用である。
- ・デジタル化には、全庁的かつ統一的な管理体制の推進が必要である。
- ・公有財産情報の全庁的な共有化が必要になる。
- ・固定資産台帳システムを改修し、全庁で活用できる公有財産システムを導入するための予算要求を行った。

(4) 財産管理事務の精度を高めるための定期的な通知の発出

公有財産台帳の更新方法や価額改定方法の基準がないため、これまで統一的な運用ができていないことから、現地調査において、所管課が自ら副本を更新するという現在の運用を認識していない課が見受けられた。

そこで、財産管理活用課としては、公有財産システムを導入（早ければ令和 7 年度から）し、規則の改正も検討しながら、公有財産管理の統一的な運用体制の整備に向けて取り組むことから、運用方法が確定次第、適宜所管課へ通知する予定とのことである。

第10 監査意見（むすび）

今回、公有財産台帳の管理状況を行政監査のテーマとしたのは、公有財産管理の基礎となる公有財産台帳の情報について、財産管理活用課と所管課で異なる数値が存在すれば、例えば、市民からの相談をたらい回しにしてしまう等、責任を持った対応ができないのではないかという懸念から、全庁を対象に監査を行うこととしたものである。

しかしながら、今回の監査においてもいまだ、公有財産台帳と公有財産異動状況報告の記載情報が一致しない課が複数あったこと、現状は一致しているとのことであるが、一時的に正本と副本の記載内容が一致していなかったこと等、適正な公有財産台帳の管理ができているとは言い難いことが判明した。さらに、公有財産台帳の副本を保管していない課があったことも一時的とはいえ、規則違反の状態にあったと指摘せざるを得ない。

平成25年度の監査委員からの指摘・意見に対するその後の対応についても、財産管理活用課から職員の意識向上に向けた通知等の発出もなく、また、事務の効率化に効果的と思われる公有財産台帳のデジタル化について、意欲的に取り組んだ課は少なからずあるものの、全体としては消極的であったと言わざるを得ず、さらに、公有財産の価額を改定している課は皆無であったことから、平成25年度以降、公有財産台帳の管理について改善がなされてきたとは評価し難い。

人的資源の不足や事務量増大を補うための財政負担等の課題があることは理解するが、早急の対応が必要であると考えことから、改めて、公有財産台帳の管理体制について指摘する。

(1) 公有財産台帳の管理体制のあり方

公有財産の異動等があった際の公有財産台帳の更新手続を確認したところ、当該公有財産を所管する課が、副本を更新するとのことであった。

本市では膨大な公有財産を所有していることから、まず所管課が副本の更新をした後、財産管理活用課へ報告し、正本を更新する現状の対応が現実的であるが、その場合、紙ベースの公有財産台帳が多数を占める中、正本、副本それぞれを更新するため、記載誤り等、記載情報が不一致となる可能性が自ずと高くなる。また、現地調査で確認した限りではあるが、公有財産台帳に異動状況を記載していても、記載者欄（公有財産台帳には押印する欄が設けられている。）が空白であったことも、責任の所在の観点から気に掛かるところである。

加えて、異動状況の報告についても、所管課が、財産管理活用課と会計管理者それぞれに対し報告書を提出することも不一致となる可能性が高まる。

そこで、全ての職員が、公有財産は市民の財産であることを再認識するとともに、公有財産活用推進会議等、全庁的な組織を活用し、公有財産台帳の更新方法をはじめ、報告方法についても、所管課は財産管理活用課への報告のみとし、会計管理者には財産管理活用課がとりまとめて報告する等、本市の公有財産台帳の管理体制について、現行規則の改正も含めて検討されたい。

また、地方公共団体の決算については、地方自治法等の規定に基づき、歳入歳出予算に加えて、財産に関する調書も調製しなければならないこととなっていることから、異動状況の報告ができていない財産については、適切な時期に、議会の認定を受け、市民へ公表されたい。

(2) 公有財産台帳のデジタル化

公有財産の取得当時から現在に至るまでの財産の異動状況を記載する公有財産台帳は、その約8割が紙媒体で管理されているが、かなりの年数が経過し、劣化しているものや、また更新を重ねることで現状が分かりにくいものがあり、所管課の半数近くが、紙媒体での管理に不都合を感じているところである。

財産管理活用課では、公有財産台帳システム費を予算措置されたところであり、早ければ令和7年度から公有財産台帳と固定資産台帳を一元管理する方針とのことであるので、台帳整備の精度、台帳情報の共有化を高めるためにも、所管課との連携のもと、公有財産台帳のデジタル化を是非とも進められたい。

(3) 公有財産価額の登載と公有財産価額の改定

資産価値を適切に把握することは、市民に対する市の財政状況のより具体的な開示を可能にするとともに、公共施設の維持管理や更新、未利用財産の売却促進や資産の有効活用を図るうえでも有益な情報となり得ることから、公有財産台帳への価額の登載及び定期的な価額の改定について検討されたい。

最後に、本市では現在、本市の最上位計画に位置付けられる「徳島市総合計画2021」で掲げた将来像“わくわく実感！水都とくしま”の実現に向け、行政運営機能の強化や健全な行財政基盤を確立するため、「徳島市行財政改革推進プラン2021」に取り組んでいる。

その中で、公有財産に関しては、「公有財産の処分・活用」、「公共施設の最適化」として、未利用財産の積極的な処分・活用や公共施設等総合管理計画の推進に取り組んでいるが、公有財産台帳の記載情報が更新できておらず、資産価値を適切に把握できていなければ、未利用財産の売却や公共施設の長寿命化等に影響が生じることが想定される。

また、所管課から、公有財産台帳の整備に関する全庁的な指針がないという声が多く聞かれたことも踏まえ、前記「(3) 公有財産価額の登載と公有財産価額の改定」を含めた公有財産台帳に関する全庁的な指針を策定し、その指針に基づき、公共施設の円滑な維持管理や未利用財産の売却につなげ、今回の公有財産台帳の整備及び管理が、本市将来像の実現に向けた一歩となるよう、全庁一体となって取り組むことを強く望むものである。